

公益社団法人自動車技術会 入会金及び会費徴収規則

第1条 この規則は、公益社団法人自動車技術会（以下、「本会」という。）定款第8条の定めるところにより、会員の入会金及び会費に関する事項を定める。ただし、名誉会員及び会員規則第4条第1項の表中C欄に該当する正会員はこの限りではない。

第2条 入会金は、次のとおりとする。

- | | |
|----------|---------|
| (1) 正会員 | 600 円 |
| (2) 学生会員 | 300 円 |
| (3) 賛助会員 | 3,000 円 |

第3条 この法人の会費は、次のとおりとする。

- | | |
|----------|-------------------|
| (1) 正会員 | 年額 8,400 円 |
| (2) 学生会員 | 年額 3,600 円 |
| (3) 賛助会員 | 年10口以上（1口11,000円） |

2 前項の定めにかかわらず、永年継続会員及び自動車技術会フェローの会費については、各規則に定めるところにより減免することができる。

3 自然災害等により会員が甚大な損害を被った場合は、会費を減免することができる。この場合の取扱基準は、別に定めるものとする。

第4条 第2条の入会金は、入会時に納めるものとし、第3条の会費は毎事業年度ごとに本会の指定した期日までに納入するものとする。ただし、事業年度の途中において入会した場合は、次の各号に定めるところによる。

- | |
|---|
| (1) 正会員及び学生会員にあつては、入会が承認された月からその年度末までの月額計算額 |
| (2) 賛助会員にあつては、年額の全額 |

第5条 既納の入会金及び会費は、年度の途中で休会した場合又は会員でなくなった場合であっても返還しないものとする。

第6条 本規則の運営に関し必要な細則については、総務委員会において処理基準を定め、これによるものとする。

第7条 第2条および第3条の金額の変更は、総会の議決を経て実施するものとする。

2 前項以外の規則の変更は、理事会の議決を経て実施するものとする。

附 則

- 1 この規則は、昭和 56 年 5 月 20 日から施行する。
- 2 第3条の金額の改正及び第3条に第2項を加える規定は、昭和 64 年 4 月 1 日から施行する。
- 3 第4条第1項第1号の改正は、平成6年4月1日から施行する。
- 4 第3条第3項を加える規定は、平成16年8月1日から施行する。
- 5 第3条第2項及び第3項の改正及び第6条の追加は、2009年4月1日から施行する。
- 6 第1条、第2条、第3条及び第4条第1項の改正は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人設立の登記の日から施行する。（2011年4月1日登記）
- 7 第1条の一部改定は2013年10月24日から施行する。（第7回理事会議決 2013年10月24日）